業務委託契約書

株式会社 KoKoSolutions(以下「甲」という)と パートナー登録のご契約者様(以下「乙」という)とは、次のとおり業務委託(以下「本件業務」という)を締結する。

第1条(業務内容)

甲が乙に委託する本件業務の内容は、次の各号のとおりである。

- 1. システムエンジニアの紹介及び斡旋
- 2. パートナー契約者の紹介及び斡旋

尚、本契約は、その性質上、甲及び乙の売上高の上昇などを保証するものではない。

第2条(善管注意義務)

乙は、本件業務を甲の指示に従い、甲の信用を傷つける行為、その他不信用な行為を一切行わない。

第3条(業務の対価)

1. 甲は、乙に対し、毎月5日(5日が祝休日の場合は、直前の銀行営業日)までに、

先々月分の業務の対価を乙が指定した銀行口座へ現金にて振り込むものとする。

また、振り込み手数料は乙の負担とする。

- 尚、各請負価格(収益率)は案件毎に発行、または電子送信する個別契約書に記載の通りとする。
- 2. 前項の定めにかかわらず、本件業務内容に変更があった場合には、

乙は再見積を行い、甲に対し、定めた金額の変更を請求することができる。

第4条(実費の負担)

乙が本件業務遂行のために必要な、交通費、通信費(通話代、データ通信料等)は乙が負担し、 その他の経費の支払いは甲乙それぞれが負担するものとする。

第5条(損害の負担)

- 1. 甲及び乙が本件業務を行った案件に対し、甲、及び甲の請負先から何らかの減給指示等を受け、 甲が対応した場合、乙は甲へ差額を支払うものとする。
- 尚、甲への支払いは当該案件の翌月分の対価より相殺し、請求もその通りとする。
- 2. 乙が本件業務を行った案件にて、故意過失問わず、損害等を起こし、その賠償を甲が受けた場合、乙は甲へ同対価の損害賠償を支払うものとする。

第6条(秘密保持)

1. 甲及び乙は、本件業務遂行等に関連して知り得た相互の技術、または営業上、その他業務上の情報 (以下「秘密情報」という)を機密として扱うものとし、事前の書面による相手方の承諾なしに、

第三者に開示、または漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報については この限りではない。

- (1)秘密保持義務を負うことなく、既に保有している情報
- (2)本契約に違反することなく、且つ公知となった情報
- (3)秘密保持義務を負うことなく、第三者から正当に入手した情報
- (4)相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- 2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとし、

当該秘密情報を第三者に開示する場合は、事前に相手方からの書面による承諾を

受けなければならない。但し法令の定めに基づき、または権限ある官公署から開示要求があった場合はこの限りではない。

3. 本条の規定の効力は、本契約終了後も存続する。

第7条(契約期間)

本件業務の契約期間は、

乙が本契約書を確認、了承した日より一年間とする。

尚、甲または乙、双方から申し出がない場合は一年間延長するものとし、

それ以降も同じ内容で継続するものとする。

第8条(解約の申し出)

甲及び乙は、第7条に定める契約期間が満了する前であっても、

1ヶ月以上前までに書面で申し出ることにより、本契約を解除することができる。

第9条(契約の解除)

甲及び乙のいずれか一方において、次の各号に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、 相手方に何ら通告することなく、直ちに本契約を解除することができる。

- 1. 重大な過失または背信行為があったとき。
- 2. 支払いの停止があったとき、または仮差押、差押、競売、破産、民事再生手続開始、

会社更生手続開始、会社整理手続開始、特別清算手続開始等の手続の申立てがなされたとき。

- 3. 手形交換所からの取引停止処分を受けたとき。
- 4. 公租公課の滞納処分を受けたとき。
- 5. その他、前各号に準ずる本契約を継続し難い、重大な事由が発生した場合。

第10条(契約上の地位・権利義務の譲渡禁止) 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なしに、 本契約に基づく一切の権利・義務を、第三者に譲渡してはならない。

第11条(協議)

本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に関して 疑義が生じたときは、甲乙誠意を持って協議のうえ、これを定めるものとする。

第12条(紛争解決)

本契約に規定なき事項または契約上の疑義については、 甲乙間で誠意を持って協議決定し、解決するものとする。 万が一、協議が調わない場合は、神奈川地方裁判所をもって、 第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

※本契約は前頁のレ点チェックを契約締結の証とし、ダウンロードにより本書面を パートナー登録ご契約者様のお手元にて保管をお願い致します。

甲:

神奈川県横浜市神奈川区神大寺 4-33-32-102

株式会社 KoKo Solutions

代表取締役 北岸 将太

乙:パートナーご契約者様